

鳥取縣公報

昭和十七年三月六日
第千三百十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

訓令

鳥取縣訓令甲第二號

官 國 幣 社 宮 司
市 町 村 長
昭和五年三月鳥取縣訓令甲第二號內務報告例中左ノ通改正ス

昭和十七年三月六日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二號樣式 削除

第三號樣式 何年度郷社以下神社收支決算額調表中

收入ノ部 科目「一、社債」ノ次ニ「一、其ノ他」ヲ加フ
支出ノ部 科目「一、社債費」ノ次ニ「一、其ノ他」ヲ加フ
備考 五、收入及支出ニシテ本表ニ示シタル科目ニ包含セラレサルモノアルトキハ適宜之ヲ掲記スベシ」ヲ「收入及支出ニシテ本表ニ示シタル科目ニ包含セラレザルモノアルトキハ之ヲ其ノ他欄ニ合算記入スヘシ」ニ改ム

告 示

鳥取縣告示第百九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル陶器製造煉炭カバ

一ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年三月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

坂口式陶器製煉炭カバノ最高販賣價格

規格 單位 製造業者最高販賣價格 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格

直徑四寸 一個 〇、二〇 〇、二六 〇、三七
高五寸 一個 〇、二〇 〇、二六 〇、三七
厚五分

(一) 製造業者最高販賣價格ハ荷造包裝ヲ爲シタルモノ、製造業者工場渡價格トス

(二) 卸賣業者最高販賣價格ハ荷造包裝ヲ爲シタルモノ、卸賣業者店先渡價格トス

鳥取縣告示第百十號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號蔬菜果實ノ最高販賣價格指定中左ノ通改正ス

昭和十七年三月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

うんしゆうみかん、なつみかん、ネーブルオレンジ、パレンシヤオレンジ、ジョツパーオレンジ、ブラットオレンジ、ニユーサン

01078

マールオレンヂ、福原オレンヂ、ノ項ヲ左ノ通改正ス
 うんしゆうみかん 十一月ヨリ 一、三一 〇、一五
 翌年二月迄 其ノ他ノ月 一、六五 〇、二〇
 なつみかん 五月ヨリ 〇、八〇 〇、〇九五
 八月迄 其ノ他ノ月 〇、六三 〇、〇七五
 ネットブルオレンヂ 十一月ヨリ 一、六五 〇、二〇
 翌年三月迄 其ノ他ノ月 一、八〇 〇、二二
 バレンシヤオレンヂ
 ジヨツパオレンヂ
 ブラツトオレンヂ
 ニューサンマール
 オレンヂ
 福原 オレンヂ

鳥取縣告示第百十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル料理屋、飲食店等
 ニ於ケル酒類等ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十五年十二月鳥取縣告示第一、〇三六號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年三月六日

鳥取縣知事 土肥 米之

一、料理屋、飲食店等ニ於ケル最高販賣價格

品名	單位	料理屋カフ エ1最高販 賣價格	飲食店旅館 最高販賣價 格
ビール 四合壺	一本	〇、七五	〇、七〇

同 二合壺	同 〇、四〇	〇、三八
生ビール	一立	一、〇〇 〇、九五
スタウト又ハビタミソール 四合壺	一本	〇、八〇 〇、七八
同 二合壺	同	〇、四五 〇、四三
清酒 上等	一合	〇、三八 〇、三五
清酒並等、合成清酒、混和酒	同	〇、三六 〇、三三
燒酎 アルコール分三〇度 以上ノモノ	同	〇、三〇 〇、三〇
味淋 アルコール分 十一度以上 十九度以上	同	〇、三五 〇、三五

(一) 本表價格ニハ冷シ費用又ハ爛代ヲ含ムモノトス
 (二) 清酒、合成清酒、混和酒ノ規格ハ昭和十五年十月二十二日
 農林省告示第十號ニ定ムル所ニ依ル
 右規格ニ該當セザルモノ、最高販賣價格ハ本表並等酒、合
 成清酒、混和酒價格ノ半額トス
 (三) 本表價格ハ遊興飲食稅ヲ加算シ得ルモノトス
 二 醸造業者、酒類販賣業者ガ自己ノ店頭ニ於テ直接飲用ニ供ス

01079

鳥取縣告示第百十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條
 第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者
 ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於
 ケル額ト看做ス
 昭和十七年三月六日

鳥取縣知事 土肥 米之
 一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名 稱 鳥取縣副業協會
 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ副業品ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者
 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施
 ノ日
 (イ) 額 左記ノ通
 (ロ) 實施ノ日 昭和十七年三月三日
 四 認可ニ付シタル條件
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

種別品種

等級

規長サ 肩巾 重量 編封

首細 材料

單位

最終販賣 價格

備考

種別品種	等級	規長サ	肩巾	重量	編封	首細	材料	單位	最終販賣 價格	備考
田裏ひるり製	上	二尺五寸以上	二尺以上	三〇〇 以上	一三 以上	二分半	精選シタル草ヲ使用 ノモノ	一枚	四、五〇	本縣產
くぶ製	並	同	同	二五〇 以上	一二 以上	同	同	同	三、五〇	同
及	上	同	同	四〇〇 以上	同	同	同	同	四、五〇	同
本菅製	並	同	同	三〇〇 以上	一〇 以上	同	同	同	三、〇〇	同

同	龍ヶひげ	同	三五〇	同	三〇〇	同
同	澗 菅	同	四〇〇	同	二、八〇	同
同	やはら犬葉	同	二五〇	同	二、五〇	同
同	其ノ他	同	以上	同	同	同

- 一 本表ハひねり裏ヲ含マズ
- 二 本表價格ハ鳥取縣副業協會ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トシ格外品ハ一割五分下ゲトス
- 三 腰附裏ハ二十錢上ゲトス
- 四 本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡價格トス

鳥取縣告示第百十三號

昭和十七年二月二十七日鳥取縣告示第九十七號縣立各中等學校ノ卒業式期日中鳥取縣師範學校卒業式期日左ノ通變更ス

昭和十七年三月六日

鳥取縣知事	土 肥 米 之
學校名	卒業式期日
鳥取縣師範學校	三月十七日 附屬 同月十六日
但シ大陸科卒業式ハ三月七日ニ舉行ス	

鳥取縣告示第百十四號

產婆登錄名簿ノ訂正者及取消者左ノ如シ

昭和十七年三月六日

住所 入頭郡若櫻町大字若櫻一、九四番地
昭和十六年四月十三日婚姻ニ依リ前姓田中ヲ岡田ト變更ノ爲同年十二月二十一日付名簿訂正方出願昭和十七年二月二十六日訂正

岡 田 翠
住所 岩美郡宇倍野村大字高岡五〇二番地
昭和十七年二月三日大阪市東淀川區豐崎西通二丁目四六番地大川俊男方ニ轉任ニ名簿取消方願出ニ對シ同年二月二十八日取消

鳥取縣告示第百十五號

昭和十二年九月鳥取縣告示第五百十四號薪炭瓦斯發生裝置設置補助規程中左ノ通改正ス

昭和十七年三月六日

山 本 公 子
大正七年九月二十九日生

「薪炭瓦斯發生裝置設置補助規程」ヲ「農林水產業用瓦斯發生裝置設置補助規程」ニ改ム

第一條第一項中「薪炭瓦斯發生裝置」ヲ「農林水產業用瓦斯發生裝置(漁船用ヲ含ム以下瓦斯發生裝置ト稱ス)」ニ同條第二項第二條第八條第一項及第九條中「薪炭瓦斯發生裝置」ヲ「瓦斯發生裝置」ニ改ム

第一條第二項中「定置式ニシテ」ヲ削ル

第二條第二號中「又ハ農産」ノ下ニ「物生産調整」ヲ同條第三號中「三」ノ下ニ「漁船又ハ」ヲ加フ

第三條補助金ハ瓦斯發生裝置ヲ設置スル爲其ノ購入ニ要シタル費用ノ二分ノ一以內トシ一基ニ付三百五十圓ヲ超エザルモノトス

第四條中「第一號樣式」ノ下ニ「(一)又ハ(二)」ヲ第六條中「第二號

樣式」ノ下ニ「(一)又ハ(二)」ヲ加フ
第六條中「及薪炭瓦斯發生機代金支拂證憑書」ヲ削ル
第七條補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ第三號樣式ニ依リ請求書ヲ知事ニ提出スベシ
第八條第一項中「農林大臣」ヲ「知事」ニ改メ「讓渡シ」ノ下ニ「其ノ用途ヲ變更シ」ヲ加フ
同條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ讓渡ノ許可ノ申請ハ讓受人ト連署ノ上之ヲ爲スベシ
第一號樣式第二號樣式及第三號樣式ヲ別表ノ如ク改ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中前年度三月三十一日トアルハ農林業用ニ在リテハ昭和十六年度ニ限リ昭和十七年三月十日トス

第一號樣式 (一)

農林水產業用瓦斯發生裝置設置補助申請書

一、設置箇所 郡 町大字 番地

二、動力機ヲ使用スル事業ノ種類

三、動力機

(イ) 名稱
(ロ) 型式
四、瓦斯發生裝置

(イ) 名稱
(ロ) 型式
(ハ) 馬力數
(ニ) 製作者住所氏名
(ホ) 性能試驗合格年度

五、一ヶ年ニ於ケル作業總量
六、事業繼續見込年數
七、經費

(イ) 瓦斯發生機購入費
(ロ) 荷造運搬費
合計
八、設備配置圖 別紙ノ通

右瓦斯發生裝置設置可致候ニ付補助金御交付相成度此段及申請候也
年 月 日
住所
氏 名

第一號様式 (二)
漁船用瓦斯發生裝置設置補助申請書
一、瓦斯發生裝置ヲ設置スル動力船

(イ) 船 名
(ロ) 噸 數
(ハ) 長サ 米 幅 米 深サ 米
(ニ) 進水年月日 年 月 日
(ホ) 主タル碇繋場 郡 村町
二、發動機 (電氣點火式ニ限ル)
(イ) 馬力數

(イ) サイクルノ別
(ロ) シリンダ
(ハ) 筒數
内徑 行程 筒 耗 耗
(ニ) 製作者ノ住所氏名又ハ名稱
(ホ) 製作年月日
三、瓦斯發生裝置

(イ) 名稱
(ロ) 型式
(ハ) 性能試驗合格年度
(ニ) 製作者住所氏名又ハ名稱
(ホ) 當該漁船ノ用途及漁業ノ種類
五、經費

(イ) 瓦斯發生機購入費 金 圓
(ロ) 荷造 運搬費 金 圓
(ハ) 据 付 費 金 圓
合計 金 圓
六、船體ニ對スル裝置取付圖 別紙ノ通

右瓦斯發生裝置設置致候ニ付補助金御交付相成度此段及申請候也
年 月 日
住所
氏 名
第二號様式 (一)
農林水産業用瓦斯發生裝置設置事業完了届

設置箇所	事業完了年月日	瓦斯發生裝置名稱	型式	馬力數	經費	備考

右事業完了致候ニ付經費内譯書相添此段及御届候也
年 月 日
住所
氏 名
知事宛
名

ひ	ひらぎ(にらぎ及おきひらぎヲ含ム)	同	一、六〇	丸	〇、二一	同	一、八〇	丸	〇、二四
ほ	しがれい(へいしがれい)	同	一、六〇	同	〇、二一	同	一、八〇	同	〇、二四
め	いたがれい(しよろがれい)	同	五、一〇	同	〇、六〇	同	五、五五	同	〇、六五
ま	こがれい(めだくちほそ)	同	四、二五	同	〇、五一	同	四、六三	同	〇、五六
い	しがれい、まつかはがれい、したひらめ類	同	三、四〇	同	〇、四三	同	三、七〇	同	〇、四七
や	なぎむしがれい(さくがれい)むしがれい(みづがれい)、もんがれい、ひれぐろがれい(へらんす、やまがれい)がんでうひらめ、まがれい	同	二、七二	同	〇、三四	同	二、九六	同	〇、三七
其	ノ他ノかれい	同	二、〇〇	同	〇、二六	同	二、二五	同	〇、三〇
まつ	つかわかれい以外ノかれい切身	同	一、二〇	同	〇、一六	同	一、三五	同	〇、一八
し	ま	同	六、九六	切身	〇、四二	同	七、四八	切身	〇、二五
ま	るあじ(あおあじ)	同	一、九八	丸	〇、三八	同	三、一四	丸	〇、四二
ま	あじ	同	一、八〇	同	〇、二八	同	二、一四	同	〇、二八
ひ	らあじ、おあか、あかせ、めあじ、おにあげ、まるえは、ななえは、かいわ	同	一、八〇	同	〇、二二	同	二、〇三	同	〇、二六
り	こはんあじ、他ノあじ類(むろあじ、しまあじ及まるあじヲ除ク)	同	一、八〇	同	〇、二二	同	二、〇三	同	〇、二六
む	ろあ	同	一、一一	同	〇、一四	同	二、〇三	同	〇、二六
ま	が	同	一、九五	切身	〇、三五	同	一、九五	切身	〇、三五
ま	ら	同	一、五六	切身	〇、二六	同	一、七六	切身	〇、二六

と	びう	同	一、五六	丸	〇、二一	同	一、八五	同	〇、二四
さ	ば大十一月三月	同	一、八〇	同	〇、二一	同	一、八〇	同	〇、二四
さ	ば小十一月三月	同	一、三〇	同	〇、一七	同	一、五〇	同	〇、二〇
さ	ば十一月三月	同	〇、八七	同	〇、一五	同	一、〇四	同	〇、一四
た	ち	同	一、五三	切身	〇、一一	同	一、六二	切身	〇、一一
え	そ	同	一、三六	切身	〇、二四	同	一、五三	切身	〇、二四
あ	こ	同	一、四三	切身	〇、二七	同	一、六〇	切身	〇、二七
き	う	同	一、三六	切身	〇、二四	同	一、五三	切身	〇、二四
あ	こ	同	一、三五	切身	〇、二七	同	一、六〇	切身	〇、二七
き	ん	同	一、二八	切身	〇、二七	同	一、五三	切身	〇、二七
こ	の	同	一、二八	切身	〇、二七	同	一、五三	切身	〇、二七
す	ま	同	一、二八	切身	〇、二七	同	一、五三	切身	〇、二七
ま	と	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
ま	と	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
ぶ	だ	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
か	ん	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
た	か	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
ぐ	い	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四
ぐ	い	同	一、二〇	切身	〇、二六	同	一、四五	切身	〇、二四

と	小(一個正味百匁未満ノモノ)	同	五、一〇	同	〇、六〇	同	五、五五	同	〇、六五
か	こぶし	同	二、九〇	同	〇、三八	同	三、一六	同	〇、四一
さ	えき	剥身	二、七〇	剥身	〇、三六	剥身	三、〇五	剥身	〇、四一
は	まぶ	穀附	〇、九〇	穀附	〇、一二	穀附	一、〇四	穀附	〇、一四
あ	さ	同	〇、八〇	同	〇、一一	同	〇、九五	同	〇、一三
く	くじら赤肉(座頭くじら胸板肉ヲ除ク)	切身	二、七〇	切身	〇、三五	切身	二、七〇	切身	〇、三五
く	くじら尾肉(座頭くじら胸板肉ヲ含ム)	同	四、五〇	同	〇、五九	同	四、五〇	同	〇、五九
ま	まかつを	卵	一六、五〇	卵	一、七四	卵	一七、七五	卵	一、八七
ほ	ほんぶぐ、とらぶぐ	丸(内臓抜き)	六、〇〇	丸(内臓抜き)	〇、三九	丸(内臓抜き)	三、〇〇	丸(内臓抜き)	〇、三九
其	其ノ他ノ月	同	四、二〇	同	〇、五三	同	五、四六	同	〇、六八
其	其ノ他ノ月	同	一、八〇	同	〇、二三	同	二、三九	同	〇、二九
三	三月一十月	同	二、一〇	同	〇、二六	同	二、七三	同	〇、三四
其	其ノ他ノ月	同	三、〇〇	同	〇、三八	同	三、九〇	同	〇、四八
お	おこめ	同	四、〇〇	同	〇、五〇	同	四、四〇	同	〇、五五
み	みま	同	一、〇〇	同	〇、一三	同	一、二一	同	〇、一六
は	はたけ	類	三、〇〇	同	〇、三八	同	三、三〇	同	〇、四一

ふ	ふぎ	同	一、二二	同	〇、一五	同	一、三四	同	〇、一七
し	しまい	同	二、八五	同	〇、二六	同	三、一四	同	〇、三九
め	めだ(しゆくち)	同	二、五五	同	〇、三二	同	二、八一	同	〇、三五
て	てんじく	同	一、〇七	同	〇、一三	同	一、一八	同	〇、一五
た	たも	同	四、二五	同	〇、五三	同	四、六八	同	〇、五九
さ	さつば(わち、もうかり、ままかり)	同	二、〇〇	同	〇、二五	同	二、二〇	同	〇、二八
あ	あかむつ(のどぐろ)大(全長四寸以上)	同	三、〇〇	同	〇、三八	同	三、四七	同	〇、四三
赤	赤ばい(白ばいヲ含ム)	同	一、一〇	同	〇、一四	同	一、二七	同	〇、一六
よ	よろいたち(朝鮮なますヲ含ム)	同	〇、九〇	同	〇、一一	同	〇、九九	同	〇、一三
か	かす(さめかすベヲ含ム)	同	一、一〇	同	〇、一四	同	一、二一	同	〇、一五
て	てんかすべ(さめかすベヲ含ム)	同	〇、七〇	同	〇、〇九	同	〇、七七	同	〇、一〇
き	きんときだい(あざひだいヲ含ム)	同	〇、二〇	同	〇、〇三	同	〇、二二	同	〇、〇壹
公	公ぎ(おきぎすヲ含ム)	同	四、〇〇	同	〇、五〇	同	四、四〇	同	〇、五五
に	にぎ(おきぎすヲ含ム)	同	六、九五	同	〇、八七	同	七、六五	同	〇、九九
ち	ちかめきんとき(へいけだい)	同	二、三五	同	〇、二九	同	二、五九	同	〇、三四
あ	あか	同	四、〇〇	同	〇、五〇	同	四、四〇	同	〇、五七
し	しろはた(はたはた)	同	一、一〇	同	〇、一四	同	一、二一	同	〇、一六
う	うは	同	一、〇〇	同	〇、一三	同	一、一〇	同	〇、一四
ひ	ひぐ	同	一、六五	同	〇、二一	同	一、六五	同	〇、二一
な	なまこ	赤子	三、五〇	同	〇、四四	同	三、八五	同	〇、五〇
な	なまこ	黄、青子	一、五〇	同	〇、一九	同	一、六五	同	〇、二一
な	なまこ	赤子	二、〇〇	同	〇、二五	同	二、二〇	同	〇、二八

岩	か	き	穀附	〇、八〇
ば	ふん	うに	穀附	一、五〇
む	ら	さき	丸	七、〇〇
が	て	ざ	穀附	五、〇〇
ま	が	が	穀附	〇、六〇
し	か	じ	穀附	一、八〇
ば	か	が	穀附	〇、四五
た	い	ら	穀附	〇、三五
と	り	が	穀附	一、〇五
い	が	が	穀附	一、二〇
う	ば	が	穀附	四、五〇
お	う	の	穀附	一、〇〇
が	が	い	穀附	〇、六六
も	が	ひ	穀附	二、七〇
			穀附	〇、一五
			穀附	〇、七三
			穀附	二、二〇
			穀附	〇、六〇
			穀附	三、二〇

品	種	及	季	節	卸賣業者最高販	小賣業者最高販	
さ	ば	大	丸	一、三〇	一、三〇	〇、一七	
さ	ば	小	丸	〇、八七	〇、八七	〇、一一	
穀附	〇、一〇	穀附	〇、八八	穀附	〇、一一	穀附	〇、二二
丸	〇、九三	丸	四、四〇	穀附	七、七〇	穀附	一、〇二
穀附	〇、〇八	穀附	〇、六六	穀附	〇、九八	穀附	〇、〇九
穀附	〇、二四	穀附	〇、二四	穀附	〇、五〇	穀附	〇、二六
穀附	〇、〇六	穀附	〇、〇六	穀附	〇、三九	穀附	〇、〇七
穀附	〇、〇四	穀附	〇、〇四	穀附	〇、一六	穀附	〇、〇五
穀附	〇、一四	穀附	一、一六	穀附	一、三二	穀附	〇、一五
穀附	〇、一六	穀附	四、九五	穀附	一、一五	穀附	〇、一七
穀附	〇、六〇	穀附	一、一五	穀附	〇、七三	穀附	〇、六六
穀附	〇、一三	穀附	〇、七三	穀附	〇、一〇	穀附	〇、一五
穀附	〇、〇九	穀附	二、九七	穀附	〇、七三	穀附	〇、一〇
穀附	〇、三六	穀附	〇、一七	穀附	〇、四〇	穀附	〇、四〇
穀附	〇、〇二	穀附	〇、一七	穀附	〇、〇三	穀附	〇、〇三
穀附	〇、一〇	穀附	〇、八〇	穀附	〇、一〇	穀附	〇、一〇
穀附	〇、三〇	穀附	二、四二	穀附	〇、三二	穀附	〇、三二
穀附	〇、〇八	穀附	〇、六〇	穀附	〇、〇八	穀附	〇、〇八
穀附	〇、三八	穀附	三、二〇	穀附	〇、三八	穀附	〇、三八

但シ指定陸揚地(沿海町村ヲ含ム)中岩美郡田後村、網代村、鳥取市賀露町、東伯郡泊村、西伯郡赤碓町、境町ニ於ケルさは、まあげ、まいわし、ぶり、まぐろの最高販賣價格ハ左ノ通りトス

ま	あ	じ	同	一、八〇	同	〇、二三
ま	い	わ	同	〇、五三	同	〇、〇七
ぶ	り	り	同	二、九八	同	〇、三六
ま	ぐ	ろ	丸	四、二五	丸	〇、五一
			切身	五、七〇	切身	〇、八五
			車切	四、八〇		
			丸	二、九七	丸	〇、三八
			切身	四、二五	切身	〇、七二
			車切	三、五五		

部の附根ノ骨ヲ除去シ脊椎骨ヲ附シ切斷シタルモノヲ謂フ
 かつ丸ニシテ卵抜ノモノハ二割リ下ゲトス四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間ノかくとびハ本表とびを價格ノ三割上ゲトス
 さばニ付大トハ一尾正味八〇匁以上ノモノヲ謂ヒ、小トハ一尾正味八〇匁未満ノモノヲ謂ヒ鰹及内臓ヲ除去シタルモノノ價格ハ二割上ゲトス、はましまかつを(エチオビヤ)ノ切身トハ皮ヲ剥ギ頭部(鰹蓋ヲ含ム)内臓及尾部ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ、まだらすけとら無頭ノモノハ本表まだらすけとらたら價格ノ各々二割上ゲトス、たいしよえび無頭ノモノハ本表たいしよえび價格ノ七割上ゲトス

一 まかじき其ノ他ノかじき類 (ばせうかじき及めかじきヲ含ム)まぐろ、きはだ及めばちニ付丸ノ價格ハ一尾正味五貫以上ノモノニ在リテハ内臓及鰹ヲ除去シタルモノノ價格トシ一尾五貫未満ノモノニ在リテハ内臓鰹附ノモノノ價格トシ一尾正味五貫以上ノモノノ内臓及鰹附ノモノノ價格ハ丸ノ價格ノ一割五分下ゲノ價格トシ内臓ヲ除去シ鰹ノ附キタルモノハ一割下ゲノ價格トスまかじき其ノ他ノかじき類(ばせうかじき及めかじきヲ含ム)まぐろ、きはだ及めばちニ付切身トハ頭部(鰹蓋ヲ含ム)内臓、尾部、鰹、かま(頭部ノ附根ノ骨)及脊椎骨ヲ除去シタルモノヲ謂ヒ、車切トハ頭部(鰹蓋ヲ含ム)内臓、尾部、鰹及かき頭

二 指定陸揚地(沿海町村ヲ含ム以下同ジ)トハ鮮魚介配給統制規則第三條ノ規定又ハ第十六條ノ規定ニ基テ縣令ニ依リ農林大臣又ハ地方長官ガ陸揚地トシテ指定シタル地及氣高郡瑞穂村西伯郡殿村ヲ除ク沿海町村ヲ謂フ
 三 指定外消費地トハ指定陸揚地ヲ除ク市町村ヲ謂フ
 四 指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者又ハ小賣業者ガ指定陸揚地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ
 五 指定外消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者又ハ小賣業者ガ本表品種ヲ指定外

消費地ニ於テ引渡ス場合ノ最高販賣價格トス
 六 生産者又ハ其ノ團體ガ小賣業者又ハ大口需要者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ、指定外消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格トス

七 卸賣業者又ハ小賣業者ガ大口需要者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ卸賣業者ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ニ在リテハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トシ指定外消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ卸賣業者ニ在リテハ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ニ在リテハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トス

八 本表價格ニハ運賃諸掛ヲ加算スルコトヲ得ズ但シ生産者若クハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ小賣業者又ハ大口需要者ノ庭先渡(持込)ニテ販賣スル場合ニ於テハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ運賃諸掛トシテ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付七錢ヲ指定外消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ニ在リテハ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付十二錢ヲ加算スルコトヲ得

九 生産者若クハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ大口需要者以外ノ消費者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格トシ指定外消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格トス但シ鮮魚介類一口正味五貫以上又ハ二十圓以上ヲ販賣スル場合ノ價格ハ指定陸上地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ指定外消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格トス

一〇 生産者若クハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ本表品種ヲ水面ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ其ノ水面ガ地先水面タル沿海市町村ニ於テ適用セラル、指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格ノ一割五分引トス但シ活魚ニ在リテハ五分引トス

一一 刺身最高販賣價格
 小賣業者最高販賣價格 (一人前正味二十匁以上)

まだひ、きじはた、すどき、
 ひらめ、こち、しまあじ、く
 るまえび、いせえび及あわ
 び
 ちだい、めいちだい、たまみ
 かんばち、さわらび、くろだ
 こし、ようだい、あらい、ころだ
 つい、まはた、あらめだ、くろだ
 つい、ひめだ、ははまだい、ふわ
 刺身
 〇、四〇
 〇、三〇

えだ、いしだい、あをりい
 及せんこういか
 まかじき、せうかじき、其
 ノ他ノかじき類(めかじきを
 除ク)まぐろ(十月一二月)き
 はだ(七月一九月)ひらめさ
 さより、本表品種ノかれい類
 こい、ふな及はりいか
 まぐろ(四月一九月)きはだ
 (十月一二月)めばちぶりは
 まち、ほら、いしがきたい、
 かつを及本表品種ノあじ類(し
 まあじを除ク)
 其ノ他本表品種ノ刺身
 〇、一五
 〇、二〇
 〇、二五

(1) 刺身ノ價格(仕出シノ場合ヲ含ム)ハ商慣習ニ依ルわざび、
 つま及氷ヲ含ム

(2) 洗ヒ、水具及酢物ハ刺身ノ價格ヲ適用ス
 一二 卸賣業者ハ仲買人、出荷人及卸賣小賣業者ヲ含ム
 一三 大口需要者トハ鮮魚介一口正味五貫以上又ハ二〇圓以上ヲ
 業務上購入スル者ヲ謂フ

一四 荷造包装費(氷代ヲ含ム)ハ之ヲ加算スルコトヲ得ズ
 通樽、通箱、通函又ハ通籠(中味賣)ノ場合ニ於ケル容器ノ損
 料及返送費ハ賣主負擔トス

一五 本表品種ニシテ其ノ形体ノ大小又ハ地方ニ依リ其ノ呼稱ヲ
 異ニスルモノニ在リテモ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當該品種
 ノ價格ニ依ル

一六 本表品種ハ製造用原料(かたくちいわし、うるめいわし及
 まいわしノしらす及かへりヲ除ク)及餌料、釣餌、撒餌及鰹釣

用活餌ヲ除ク)ニ供スルモノヲ含ム
 くじら及えび類ハ冷凍シタルモノヲ含ム

一七 丸トハ尾賣ノモノヲ謂ヒ別段ノ定アル場合ヲ除クノ他内臓
 抜ノモノヲ含ム

切身トハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外頭部(鰓蓋ヲ含ム)内臓
 及尾部ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ
 割キトハ頭部、内臓及脊椎骨ヲ除キタルモノヲ謂フ但シあなご
 くらあなご、ぎんあなご及其ノ他ノあなご類ハ有頭ノモノヲ含
 ム

切身又ハ割キニシテ所定ノ定ニ該當セザルモノハ丸ノ價格ニ依
 ル
 丸ノミノ價格ヲ定メタルモノニ付之ヲ切身ニシタル場合ハ丸ノ
 最高販賣價格ニ依ル

重量又ハ形態ノ大小ヲ區別シタルモノハ本表品種各箇ノ重量又
 ハ形態ノ大小ニ依ル

一八 厘位ハ四捨五入トス
 一九 引渡トハ賣主ニ於テ運賃諸掛ヲ負擔スル場合ヲ謂フ

正 誤

二月二十四日鳥取縣告示第九十三號中一頁上段末行「A列五」ハ
 「A列七」ノ誤

彙報

防空と基礎的部分的訓練

(警務課)

戦時下にあつては平時に比較して一層防空訓練を頻繁に實施するの要があるわけであるけれども、諸般の事情特に對敵顧慮の上から平時の如き大規模の綜合訓練を頻繁に實施することは相當困難である。従つて市町村或は一町内一隣保班、又は一會社一工場に於て短時間の局地的訓練を計畫し實施することが是非必要であつて特にこの種の方法による訓練は戦時下に於ても簡單容易に行はれ訓練に伴ふ個人の犠牲負擔も少くして其の効果は極めて多大であるから、當局の指導する訓練の外に積極的に小範圍的部分的訓練を毎週一回、或は一ヶ月二回等の標準を以て不斷に實施すべきである。

訓練の實施は簡より繁に入るを原則とし、形式を避けて實質的に確實迅速なる消火を爲すことに主眼を置かなければならない。但し「簡より繁に」といふも、「氣を付け」「右向け右」より始めよ、いふのではなく、一家庭一隣保班が消防のみの基本訓練を

することより始まり、更に監視所の發見、警報との連繫動作に進める等逐次に訓練の歩を進め、遂に一町内或は一市町村内に於て警防團・特設自衛團・學校報國隊其の他市町村幹部警察等をも含む綜合訓練に及ぶ等、無理と無駄との伴はぬ訓練をなすべきである。而して綜合訓練進捗の後に於ても、依然として基本訓練を併行して足固めを爲さなければ、やゝもすれば形式に墮する虞があるから、常にこの基礎的部分的訓練を忽にしてはならない。

斯の如き訓練實施上の着意は從來とかく閑却せられ、其の結果やゝもすれば防空訓練に對して無關心或は嫌忌を招く等の事もある

ので、特に指導の立場にある者はその主眼點を逸せぬやう留意することが肝要である。

大豆・玉蜀黍増産計畫

空閑地荒廢地作等

あらゆる土地を利用

(農務課)

一、大豆

近來獸肉や鶏卵を始め一般油脂食料も不足を告げて、國民保

00001

健康並に營養上忽に出來ぬ状態にある爲、政府では蛋白質脂肪等の給源として大豆の重要性に着目されてゐるのであるが、滿洲朝鮮よりの移入は意の如くならず、又内地に於ける栽培反別も漸次減少の模様にあるので、この際食糧大豆の増産を計畫して、國民の健康増進に努めると共に地力の維持をも圖ることとなつて、本縣に對してもその増産が割當てられてゐるので、これを郡市別に配當してその達成を期することとなつた。

今回の割當は從來の實績に較べて大体反別に於て五割、收量に於て四割の増加となつてゐるので、これまでの如く畦畔や山間の畑地等に栽培するは勿論、増加分は焼畑・切替畑・空荒廢地利用・開墾・桑園整理跡地・他作物の間作等によつて實施されたい。

大豆増産についての政府の助成額は未だ判明しないが、種子代購入助成は行はれる見込である。尙種子大豆は政府よりの斡旋とか他府縣よりの購入等は困難である爲、農會の斡旋等によつて適宜整備せらるべく、種子大豆は統制外であるから購入の方法は自由である。

二、玉蜀黍

玉蜀黍は從來内地産は主として食用とし、輸入品は専ら飼料に供用されてゐるが、最近に於ては輸入も意の如くならず、一方工

業用として熱帯の用途が勃興して、内地産玉蜀黍の工業原料に轉用されるものも多くなつて、食料不足に拍車をかけるといふ實情にある。従つて政府に於てもこの情勢に鑑み玉蜀黍の増産を計畫せられてゐるので、本縣に於てもこれに即應して増産に努めることになつてゐるから、各位に於ても昨年引續き一層その増産に協力されるやう切望する次第である。

一千余名を動員して

農業報國集團訓練

名和公發祥の聖地船上山麓で

(農務課)

時局の進展に伴ひ國內食糧の増産確保を期するは刻下の緊急事であり、此のことは又我々農民に課せられた榮譽ある重大責務であると云はなければならぬ。

此の秋に當り縣及び農業報國聯盟鳥取縣支部、農地開發營團岡山事務所では三者共催で農林省、農業報國聯盟、農地開發營團等の後援の下に來る九日より十五日までを前期、同十五日より二十

00002

一日までを後期の二大隊に分けて「農業報國集團訓練動員」を實施することになった。

本訓練は昭和十五年度全國七千五百名の推進隊員中より選拔せられて一ヶ月間茨城縣内訓練所で基礎的訓練を受け、農業増産報國推進隊輔導隊として全國各地で農業増産の基礎たる土地の開墾、暗渠排水或は用水工事等に勤勞奉仕を行つてゐる推進隊輔導隊二百名、及び八ヶ嶽修練農場生五十名が大山原野に勤勞奉仕に來縣してゐるを機とし、縣下農業推進隊四百名、地方農業推進隊百五十名、地元村民百名、修練農場生同卒業生五十名、食糧生産隊五十名、縣廳隊(各課より選拔)五十名計八百名を動員し、建武中興の忠臣名和長年公發祥の聖地船上山麓大山原野に於て集團訓練を行ひ、皇國農民精神を鍛鍊陶冶し身を挺して食糧増産に猛進するの氣魄と信念を体得せしめ、洽く縣下農民を感化誘導し以て昭和中興を誓ひ大御心に副ひ奉らんとするものである。

訓練作業地は前記の如く大山原野北部の西伯郡逢坂村地内逢坂原の一部であつて、全團員大山演習場廠舎に宿泊してそれ／＼一週間に亘り朝夕の禮拜、体操、開墾作業、座談會、訓話及び講話等の作業並に行事を行ふのであるが、講師には岸農政局長、石黒農報聯理事長、村上農地開發團團理事長、加藤義勇軍訓練所長、溝口農省耕地課長、平川同經營課長、西村嚮導隊長、早川農村

更生協會主事、川村農林協議會幹事、谷口鳥取縣農會長の十氏其他が當ることになつてゐる。

尙ほ參考のために本集團訓練動員前期後期の編成を示すと次の如くであつて、大隊長には嚮導隊長西村富三郎氏を煩し、本動員の完璧を期してゐる

△前期

第一中隊	第一小隊	嚮導隊	五十人
	第二小隊	地方訓練隊	五十人
	第三小隊	岩美(二五)八頭(二五)	五十人
	第四小隊	地方訓練隊	五十人
		氣高(二〇)東伯(三〇)	五十人
		西伯(三五)日野(一五)	五十人
第二中隊	第五小隊	嚮導隊	五十人
	第六小隊	嚮導隊	五十人
	第七小隊	地元村民隊	五十人
	第八小隊	修練生及同卒業生隊	五十人
第三中隊	第九小隊	嚮導隊	五十人
	第十小隊	岩美推進隊	五十人
	第十一小隊	八頭推進隊	五十人
	第十二小隊	氣高推進隊	五十人
	別導隊	八ヶ嶽修練農場生	五十人

00003

△後期

第一中隊	第一小隊	嚮導隊	五十人
	第二小隊	東伯推進隊	五十人
	第三小隊	東伯推進隊	五十人
	第四小隊	日野推進隊	五十人
第二中隊	第五小隊	嚮導隊	五十人
	第六小隊	嚮導隊	五十人
	第七小隊	地元村民隊	五十人
	第八小隊	食糧生産隊	五十人
第三中隊	第九小隊	嚮導隊	五十人
	第十小隊	西伯推進隊	五十人
	第十一小隊	西伯推進隊	五十人
	第十二小隊	縣廳隊	五十人
	別導隊	八ヶ嶽修練農場生	五十人

鳥取縣航空青少年隊

縣・都市・町村に組織し
舉縣一致航空訓練に邁進

(社會教育課)

航空事業が平戰時を通じて著しくその任務を重大化したことは

衆知の通りである。平時の交通運輸機關として將來の活躍はもとより、特に今次の大東亞戰下に於ける陸海空軍の偉勳は吾等の日々感激に堪へぬ處であつて、國防國家體制の強化特に須要な今日一般青少年に對する航空教育は洵に喫緊の急務といふべきである。本縣では即ちこの情勢に即應すべく、今回鳥取縣下青少年を打つて一丸とする鳥取縣航空青少年隊を組織して、本縣内青少年の航空思想並に航空に關する科學的知識等の向上を圖り、且航空訓練によつて其の心身を鍛鍊し、航空精神を涵養して健全なる航空健兒を養成することとなつたのであつて、今その組織の概要を記すと次の如くである。

鳥取縣航空青少年隊は本部を鳥取縣廳内に置き、役職員として司令・副司令・顧問・理事・主事・書記を置くが、司令は學務部長これに當り、副司令は二名であつて一名は社會教育課長とし、一名は他の適當なる者の中から委嘱する。そして本部に總務部・訓練部・青年部・少年部の四部を置き、航空關係訓練に關しては大日本航空青少年隊總司令の命を受け、大日本青少年團關係一般教育訓練については鳥取縣青少年團長の命を受けて活動するのであつて、各都市に地方航空青少年隊を置き、その下に町村航空訓練班を置いてその指導統制に當り、縣本部・都市各隊・町村各班とも本隊の目的達成の爲に左の事業を行ふものである。

